

1. 農薬管理指導士とは

山形県では農薬販売者並びにゴルフ場及び防除業における農薬使用者の方々を対象として、農薬の取扱・使用等に関する資質の向上を図るため、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定の知識を有する方々を「山形県農薬管理指導士」として認定しています。

2. 農薬管理指導士の任務について

農薬取扱者や農薬使用者に対する次の事項に関する指導・助言を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進を図ります。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
 - (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害防止及び環境の保全
 - (3) 農薬取締法に規定された農薬使用基準に基づく農薬の安全使用
 - (4) 農薬の適正な保管・管理
 - (5) 山形県が定める農作物病虫害防除基準、除草剤、植物成長調整剤使用基準に基づく病虫害・雑草の防除及び植物成長調整剤の使用 など
- ☞ 農薬管理指導士は県や農薬取扱関係団体が実施する研修等に積極的かつ定期的に参加することが求められます。

3. 認定の概要

(1) 認定取得の方法

農薬に関する専門的な研修を受講後、認定試験を受け、合格することにより取得できます（令和6年度の合格率は53%）。

【受験資格】以下の①～③の要件をすべて満たす者

- ① 満18歳以上である者。
- ② 農薬取扱者として農薬の販売または使用に携わっている者。
- ③ 実務経験が、概ね2年以上あること。

☞ 試験免除について

次の関係団体の資格をすでに取得している方、または他の都道府県で農薬管理指導士の認定を受けている方は、県が開催する山形県農薬管理指導士認定研修（1日目）を受講することにより取得できます。

（参考）【試験免除資格一覧】

農薬取扱業者等の団体名	認定資格名
全国農業協同組合連合会	防除指導員
全国農薬協同組合	農薬安全コンサルタント
緑の安全推進協会	緑の安全管理士
日本芝草研究開発機構	芝草管理技術者

（2）認定期間

農薬管理指導士の任期は、認定を受けた日から3年を経過した年度の末日までとなります。更新を希望する場合は、山形県農薬管理指導士更新研修を受講しなければなりません。

（3）費用

無料（ただし、新規取得を希望する方は指定するテキストの購入が必要です）

4. 研修開催・認定状況について

令和7年4月1日現在の認定者数は266名です。

令和7年度の研修は、日程等が決まりましたご案内しますので、受講を希望される方は下記担当までお問合せください。

（参考）令和6年度開催日程

研修	日 時		会 場 等
認定研修 1 日目 及び更新研修	庄内会場	令和6年 12 月 10 日 (火) 13:30～16:00	水田農業研究所 大会議室
	村山会場	令和6年 12 月 11 日 (水) 13:30～16:00	山形県庁 2 階講堂
認定研修 2 日目 及び認定試験	令和6年 12 月 12 日 (木) 10:00～15:30		山形県庁 2階講堂

※研修の時期、時間、体制等は変更になる場合があります。

◆農薬管理指導士に関するお問い合わせ

山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課 農薬安全担当
〒990-8570 山形市松波 2 丁目 8 - 1 電話：023-630-2160

◆山形県農薬管理指導士について（山形県ホームページ）

<https://www.pref.yamagata.jp/020071/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/sogo/37/37-02.html>

パソコン、スマホからは「山形県農薬管理指導士」
で検索するか右の QR コードを読み込んでください。

山形県農薬管理指導士

検索

